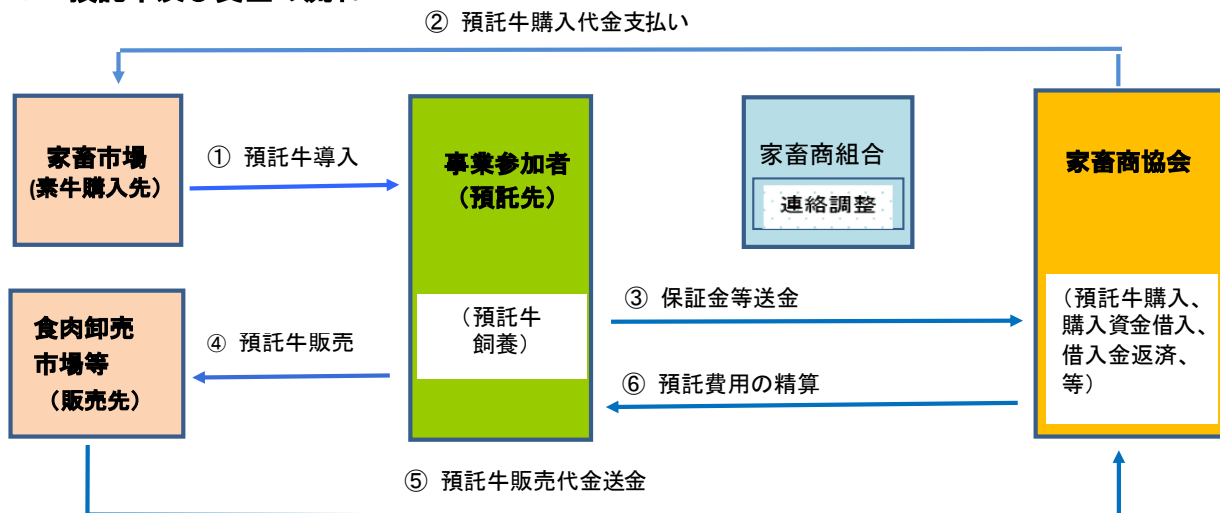


家畜商協会の流通促進対策事業に参加し、規模拡大に取り組みませんか

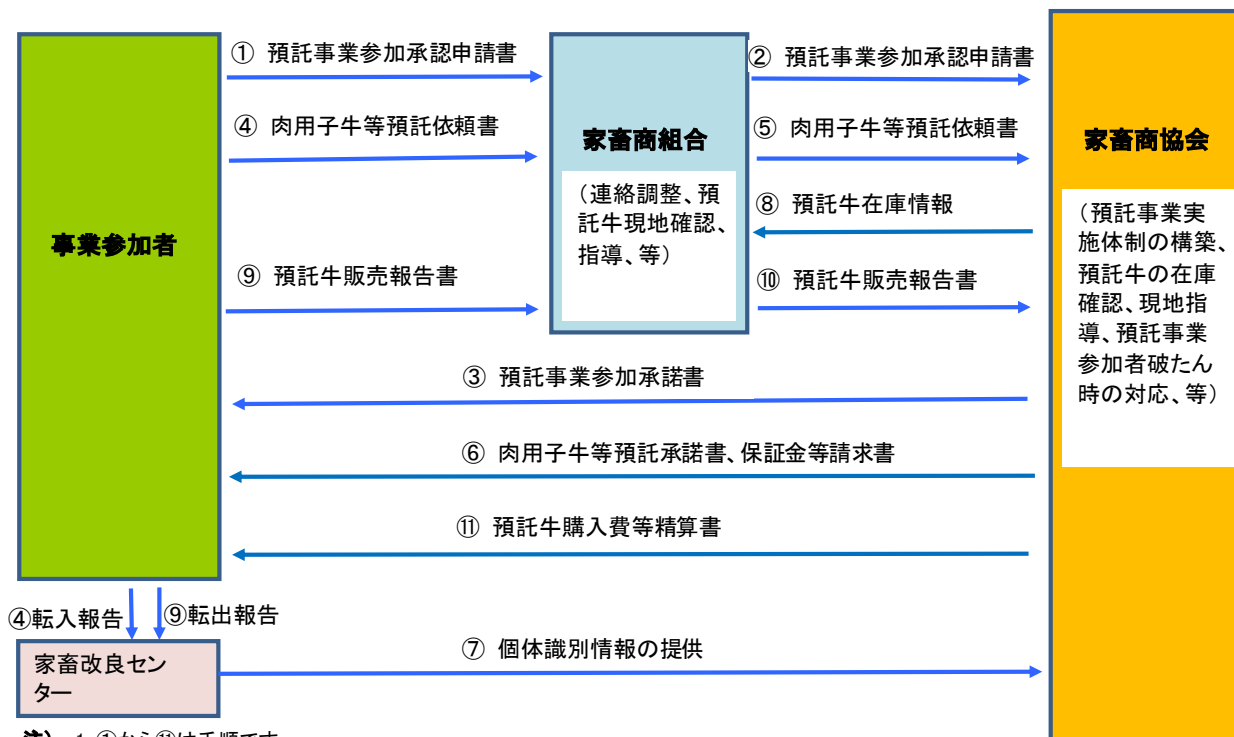
家畜商協会の肉用牛流通促進対策事業の特徴

- ① 家畜商組合の肉用牛流通促進対策事業と棲み分けして事業展開しています。
 - ア 所属家畜商組合が肉用牛流通促進対策事業を実施していない組合員が事業対象です。
 - イ 所属家畜商組合が肉用牛流通促進対策事業を実施している場合は、以下の組合員が事業対象です。
 - ・ 家畜商組合に対し連帯保証人を提供することが困難な者
 - ・ 家畜商組合の預託上限以上の肉用牛経営を希望する者
 - ・ 家畜商組合の実施地区外の牛の導入を希望する者、等
- ② 連帯保証人は提供不要です。

1 預託牛及び資金の流れ



2 手続き及び情報の流れ



注) 1: ①から⑪は手順です。
 2: 預託事業参加承認申請書には、所属組合の確約書・推薦書、認定農家の証明書・計画書、登録生産者の証明書、直近3か年の決算書の添付が必要です。

3 対象肉用牛

① 肥育事業

- 黒毛和種 : 受精卵移植により生産された月齢6か月未満の牛、月齢6か月以上12か月未満の牛
- 交雑種 : 月齢2か月未満の牛、月齢6か月以上12か月未満の牛

② 繁殖事業

- 子牛 : 黒毛和種等の肉専用種又は交雑種の子取り用雌子牛
- 経産牛 : 黒毛和種等の肉専用種又は交雑種で1産以上の子牛生産もしくは妊娠しているもの、又は月齢25か月以上の牛。

4 奨励金の交付

① 肥育事業

- 黒毛和種の雄 : 18,000円
- 黒毛和種の雌 : 9,000円
- 交雑種 : 8,000円

② 繁殖事業

- 黒毛和種 : 37,000円
- 交雑種 : 23,000円

5 家畜商協会の手数料

① 肥育事業

- 肉専用種 : 16,000円 (導入時8,000円、販売時8,000円)
- 交雑種 : 10,000円 (導入時5,000円、販売時5,000円)

② 繁殖事業 : 導入時8,000円、以後毎年8,000円

6 家畜商組合への委託

所属組合へ参加申請書の取りまとめ、購買員証明書の発行、預託牛の現地確認等を委託。

7 事業参加の注意点

- ① 事前に日本家畜商協会へ参加申込みを行ってください。
- ② 牛の導入方法は家畜市場（家畜取引法に基づき開設された市場）での購入に限ります。
- ③ 牛の購入代金に上限があります。（黒毛和種：80万円、交雑種：50万円）
- ④ 牛を販売する直前まで牛の所有権は日本家畜商協会にあります。
- ⑤ 事業参加の際は事務手数料をお支払いいただきます。

8 組合員、家畜商組合のメリット

◎組合員の皆様にとってのメリット

- 預託事業を実施していない家畜商組合の組合員であっても、自身で資金調達しなくとも肉用牛経営ができ、資金繰りも楽になります。
- 家畜商組合や金融機関へ連帯保証人を提供しなくともよいです。
- 肉用牛経営の拡大ができます。
- 家畜商協会からの事業促進費交付等により、低コストの肉用牛経営ができます。

◎家畜商組合様にとってのメリット

- 家畜商組合で資金調達しなくとも預託事業ができるようになります。
- 新たな預託事業の実施により組合員との繋がりが強化されます。預託事業の関連収入も獲得できます。
- 預託牛の存在確認を毎月実施する等万全なリスク管理体制を構築しているので、安全安心です。
- 家畜商協会や金融機関へ連帯保証人を提供しなくとも良いです。
- 組合運営の家畜市場から預託牛が購入できるようになるため、家畜市場が活性化されます。

お問い合わせは、所属する家畜商業協同組合又は(一社)日本家畜商協会(03-3297-5545)へお願いします。